

日本学生支援機構奨学生で
退学を考えている方へ！！

奨学金の退学手続きも必要です

退学をする(した)場合には、学校への手続きだけではなく、奨学金の退学手続きも必要です。

奨学金の退学手続きを迅速に行わないことにより、延滞金の加算、個人情報情報機関へあなたの個人情報が登録されるなど不利な条件が課されることもあります。

退学する場合には、必ず学校の奨学金担当窓口にも相談してください。

奨学金の退学手続きとは...

1. 「異動届」の提出（この用紙は学校でもらってください）

2. リレー口座加入手続き

3. 返還誓約書の提出

（平成 22 年度以降採用者は、採用時に提出済みのため不要です）

※返還誓約書が提出されないと、返還が困難になった場合、返還期限の猶予を希望しても、承認されません。

4. 在学猶予の取り止めの申し出（現在、在学猶予を受けている場合）

奨学金の退学手続きとは...

詳細については、裏面を確認してください。

具体的な手続きは、学校の奨学金担当窓口でご確認ください。

奨学金の貸与を受けている（いた）方に

退学にあたっての手続きについて（チェックシート）

退学する場合には、以下の手続きが必要となりますので確認をお願いします。

- 「退学後の連絡先」の届出を学校に提出してください。
- 「異動願（届）」を提出してください（奨学金担当窓口で、もらってください）。
- リレー口座加入手続きを、金融機関窓口で行ってください。
奨学金担当者より、「返還のてびき」をお渡しする際に、その中に挿入してある「リレー口座加入申込書」を利用してください。
- 金融機関で手続済のリレー口座加入申込書（預・貯金者控）のコピーを、学校に提出してください。
- 現在、在学猶予を受けている場合には、在学猶予の取り止めを申し出てください。

（平成 21 年度以前採用者については、以下の書類の提出も必要です）

- 「返還誓約書」を学校に提出してください。
「異動願（届）」の提出により、貸与明細等を印字した返還誓約書を後日お渡ししますので、学校が指定する期限までに、必要書類を整えて提出してください（記入上の留意点は、返還のてびきを参照願います）。
- 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」を用意してください（返還誓約書に添付）。
- 人的保証選択者の場合には、「収入に関する証明書」（連帯保証人）と「印鑑証明書」（連帯保証人及び保証人）を用意してください（返還誓約書に添付）。

-----き---り---と---り---線-----

「退学後の連絡先」

〈奨学金担当者回付用〉

奨学生氏名
奨学生住所 〒.....
.....
奨学生番号
学籍番号
電話番号 携帯電話番号.....
メールアドレス
親等の連絡先
（氏名）
（住所） 〒.....
.....
（電話番号） （携帯電話番号）.....

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務）のために利用します。
この利用目的の適正な範囲内において、日本学生支援機構に必要に応じて提供しますが、その他の目的には利用しません。